解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十六日

仙台市青葉区木町通一丁目四番一五号
財団法人仙台市交通事業振興公社
代表清算人　佐藤　公彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月二十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十六日

東京都日野市日野本町一丁目八番地の三
日野市日野台二丁目土地区画整理組合
代表清算人　奥住　壽

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十六日

奈良県吉野郡黒滝村大字粟飯谷一番地
財団法人黒滝森物語村
代表清算人　辻村源四郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十一日開催の定時会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十六日

和歌山県和歌山市栄谷四九八番地の五
特定非営利活動法人和歌山都市再生情報センター
清算人　冨貴　建男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十六日

高知県高知市北本町三丁目八番二八号
財団法人福祉事業団江陽保育園
清算人　村田　光洋

配当公告

名古屋市瑞穂区洲雲町二丁目一八番地
破産者　相澤建設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一七五三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金八六三、二七七、八四八円
（内優先的破産債権額
金二、四三四、六九九円）

一、配当をすることのできる金額
金二一、六八四、七〇七円
（内優先的破産債権額
金二、四三四、六九九円）

平成二十三年五月十六日

名古屋市西区菊井二丁目四番五号
破産管財人　水谷　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字外崎四丁目三番地の二、最後の住所青森県弘前市大字城東中央五丁目三番地の一〇
被相続人　亡　奈良岡誠志夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

青森県弘前市大字塩分町四番地四　小田切さとる法律事務所
相続財産管理人　弁護士　米山　達三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区東仙台六丁目一一二番地の四八、最後の住所仙台市宮城野区東仙台六丁目二三番一一号　被相続人　亡　深澤ツヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号ＥｖｅｒｉＰ平丁ビル六階
相続財産管理人　弁護士　千葉　達朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜字古湊四一番地、最後の住所福島県いわき市中岡町四丁目九番地の一一　被相続人　亡　遠藤　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

福島県石川郡玉川村大字蒜生字栗木内二五番地
相続財産管理人　佐藤　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　氏名不詳（平成二十二年十月五日午後四時頃死亡、年齢六〇～七〇歳位の男性、身長一六五センチメートル位）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

事務所茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階
相続財産管理人　弁護士　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市東久方町二丁目一八番地、最後の住所群馬県桐生市東久方町二丁目五番七号　被相続人　亡　平方　典夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

群馬県桐生市相生町二丁目三一六番地の九
相続財産管理人　弁護士　青木　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市青葉二丁目四番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金久保行央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

事務所埼玉県川口市本町四丁目一番八号川口センタービル四階　多田竜一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　多田　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市江弁須七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅野　美秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十六日

事務所千葉県佐倉市弥勒町九三番地一八
司法書士杉山功事務所
相続財産管理人　司法書士　杉山　功

第45期決算公告

平成23年5月10日
北海道札幌市白石区中央一条四丁目3番76号
北海道セントラルガス株式会社
代表取締役社長　花ヶ前順也

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,064,496
	固定資産	650,620
	合計	1,715,117
負債及び純資産の部	流動負債	1,185,572
	固定負債	229,331
	資本金	300,213
	資本剰余金	40,000
	利益準備金	260,213
	その他利益剰余金	9,200
	（うち当期純利益）	251,013
	合計	(22,736)
		1,715,117